

大学・高専機能強化支援事業
(支援 1：学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援)
審査要項

大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）審査要項（以下「審査要項」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」（以下「本事業」という。）における審査について定めたものである。

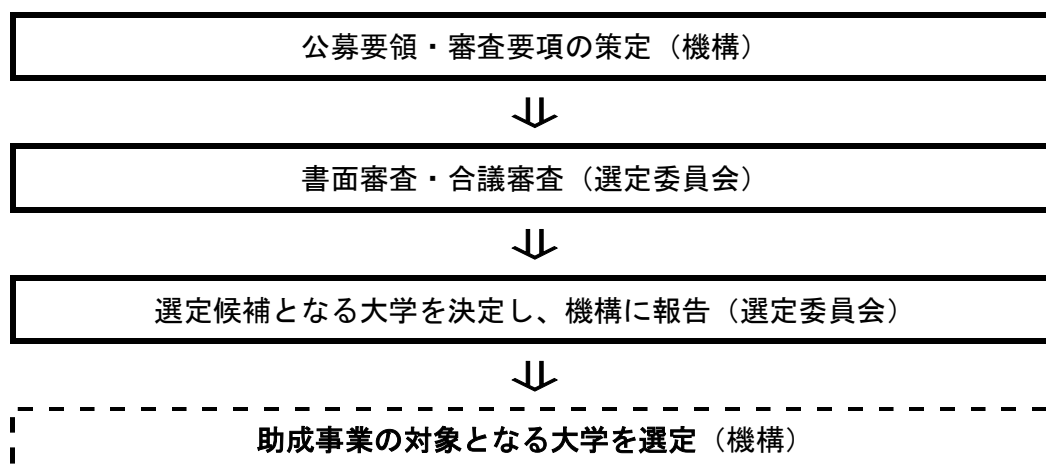
I. 審査方法

1. 審査体制

本事業の選定のための審査は、機構に設置された外部有識者からなる「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）にて行う。

2. 審査方法

- （１）大学から提出された申請書等は、本事業に係る事業計画として選定委員会において審査を実施する。
- （２）選定委員会は、審議を尽くした上で選定候補となる大学を決定し、機構に報告する。
- （３）機構は、この報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学を選定する。



II. 審査方針

1. 確認項目

以下の観点を満たした事業計画となっているか確認する。

- （１）大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）公募要領の「3. 申請資格・要件等（４）申請要件」に記載している事項をす

べて満たす計画であるかどうかを確認する。

(2) 計画の対象となる組織において、以下AとBのうち、それぞれ1つ以上を実施する計画であるかどうか確認する。

【A：連携を通じた教育体制の整備と実施】（連携開設科目等に限らない。）

- ・企業や自治体と連携した科目（PBL等）の整備・実施
- ・関連分野に強みを持つ地域の他大学と連携した科目の整備・実施
- ・関連分野に強みを持つ海外大学との連携（連携した科目や交換留学プログラムの整備・実施等）

【B：多様な入学者の確保に向けた取組】

- ・入学者選抜における科目の見直し
- ・女子学生の確保（志願者数増）に向けた取組
- ・地域の初等中等教育段階の学校との連携（出張授業の実施等）
- ・社会人学生の受入れ強化に向けた取組（リカレント・リスキリングへの対応）
- ・留学生の受入れ強化に向けた取組

(3) フェーズ2における助成額を算定するため、以下の観点で規模や計画等について確認する。

- ・授与実績を有しない分野の学位を授与する計画であるか
- ・既存組織の定員増を行う計画であるか
- ・大学全体の総収容定員数に対する計画に伴う収容定員数増減の合計値の割合
- ・計画に伴う大学全体の総収容定員数に占める理学・工学・農学関係の学位を授与できる学生数の増加の割合
- ・計画の対象となる学部又は学科における定員の増加に対する他の学部又は学科の定員の減少数

2. 審査基準

(1) 書面審査

① 書面審査は、上記確認項目を満たした事業計画となっているか、確認項目（1）は原則（表1）、確認項目（2）は（表2）に基づき判断することとする。

また、大学から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整することとする。

（表1）確認区分（申請要件の性質によっては申請要件の有無のみを確認）

区 分	確 認
◎	申請要件を満たし、特筆すべき内容がある
○	申請要件を満たしている
×	申請要件を満たしていない

(表2) 確認区分

区 分	確 認
◎	確認事項を満たし、特筆すべき内容がある
○	確認事項を満たしている
×	確認事項を満たしていない

(2) 合議審査

選定委員会において、書面審査の結果を参考にした上で、合議審査により、(表3)に基づき判断することとする。

(表3) 評価区分

区 分	評 価
○	選定候補とすべきである
×	選定候補とすべきではない

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 選定委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された助成事業は、機構ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。

(2) 委員について

選定委員会の委員の氏名は、助成事業選定後、公表する。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わない。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

なお、委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公平性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、当該審査について何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず機構にその旨を申し出ること。